



社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会

令和8年度 職員候補者採用試験募集要項

1. 趣 旨

本要項は、社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員候補者採用試験実施にあたり必要な事項を定める。

2. 募集職種・採用予定人数

(1) 募 集 職 種：総合職 A（社会福祉士）
総合職 B（社会人経験者を対象）※5年以内任期付き職員

(2) 採用予定人数：総合職 A（1名）
総合職 B（1名）

(3) 募 集 概 要：総合職 A（社会福祉士）
主に社会福祉士として資格を必要とする業務
総合職 B（生活福祉資金特例貸付事業）
生活福祉資金特例貸付を中心とした業務
(社会人経験者を対象とした、5年以内任期付きの採用)
職員を募集します。

3. 受験資格

○総合職 A（社会福祉士）

以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 平成2年4月2日以降に出生した者
- (2) 学校教育法に基づく大学（短大を除く）を卒業した者、若しくは同等以上の学力があると認められる者(※注1)
- (3) 社会福祉士資格を有する者又は令和9年3月末日までに取得見込みの者
- (4) 普通自動車運転免許取得者又は令和9年3月末日までに取得可能な者（AT限定可）
- (5) 次のいずれにも該当しない者
 - ア. 日本国籍を有しない者
 - イ. 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ. 成年被後見人又は被保佐人
 - エ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

※注1 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において4年制大学を卒業した者など。

○総合職B（社会人経験者を対象）
以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 昭和37年4月2日以降から昭和42年4月1日以前に出生した者
- (2) 社会福祉協議会において、相談援助業務を含む職務経験が令和8年8月1日現在で通算15年以上の者（※注2）
- (3) 普通自動車運転免許取得者（AT限定可）
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ア. 日本国籍を有しない者
 - イ. 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ. 成年被後見人又は被保佐人
 - エ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

※注2 職務経験期間の確認のため、職務経歴書を提出して頂きます。
また、職務経験期間は、嘱託職員の経験も含みます。

4. 試験日時及び試験内容

第一次試験は、適性検査及び小論文とする。
試験9時30分開始の5分前までには着席すること。

(1) 日程・試験会場

区 分	日 時 及 び 内 容	場 所
第一次試験	試 験 日 令和8年9月13日（日）	宜野湾市 社会福祉 センター
	受 付 9：00～ 9：20	
	適 性 検 査 9：30～10：30	
	小 論 文 10：30～12：00	
第二次試験	試 験 日 令和8年10月18日（日）	
	プレゼンテーション・面接 9：00～14：00	

- ※ プレゼンテーションは、総合職A（社会福祉士）のみとなります。
- ※ 受験申込者の状況によっては、面接時間が午後になる場合もあります。

5. 合格者の発表

区 分	日 時	方 法
第一次試験	令和8年10月1日（木）	宜野湾市社会福祉協議会 ホームページに受験番号 を掲出する。 また、全受験者へ合否を 郵送する。
第二次試験	令和8年11月2日（月）	

※合否の結果については、いずれの場合にも電話の問い合わせ等には応じません。

6. 申し込み方法及びその他の事項

(1) 申し込み方法

次のア～キの書類を本会宛てに郵送もしくは持参するものとする。

なお、郵送で申し込む場合は、必ず書留にして封筒の表に「職員候補者採用試験申込書在中」と記載すること。

ア. 職員候補者採用試験受験申込書（指定様式）

イ. 職務経歴書（指定様式）

ウ. 履 歴 書（3ヶ月以内の顔写真を貼り付け）※自筆記入

エ. 自動車運転免許証の写し

オ. 社会福祉士資格の写し（取得見込みの者は除く） ※総合職Aのみ必須

カ. 卒業証明書又は卒業証書の写し（最終学歴）

キ. 返信用封筒（長形3号）1枚

※返信用封筒は「簡易書留」と記し、460円切手を貼り付け、送付先（受験者）の郵便番号、住所、氏名を明記すること。

※車いす等配慮の必要な方は、受験申込の際に必ず申し出ること。

(2) 申 込 先 宜野湾市社会福祉協議会 総務・相談支援係

住 所 〒901-2205 宜野湾市赤道2-7-1
(宜野湾市社会福祉センター内)

連 絡 先 TEL098(892)6525

※受付後は、電話連絡にて確認を行う。

(3) 受付期間

令和8年8月3日（月）～8月31日（月）必 着

事務所受付（土・日、祝祭日を除く9:00～17:00）

郵送については、8月31日必着とする。

(4) 試験日時

募集申込み書類を確認後、事務局より受験票を郵送致します。

尚、9月7日（月）までに到着しない方は事務局までご連絡下さい。

(5) 合格決定後提出書類

ア. 健康診断書（6ヶ月以内有効）

※検診内容は、労働安全衛生規則第43条のものとする。

イ. 身分証明書（本籍地で発行）

ウ. その他本会が指定するもの

7. 採用日

(1) 採用予定日は、令和9年4月1日とする。

(2) 採用の日から6ヶ月間を試用期間とする。

8. 採用候補者名簿の登載、採用の経路及び給与

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、有効期間は、原則として名簿掲載の日から1年間とする。

(2) 受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがある。

(3) 給与は、本会給与規程により支給する。

前歴については、内容に応じ加算するものとする。

また、採用時における給料はおおむね次のとおりとなる。

（初任給例）

大卒 232,000円 ～

※期末・勤勉手当（昨年度実績）年2回 4.65月／年

※このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が条件に応じて支給される。なお、職歴等がある場合、内容により給料の加算調整が行われる。

9. 募集方法

本会ホームページ、事業所等において広報する。

附 則 この要項は令和8年7月29日より施行する。